



障害者雇用に関するお困りごとの 解決を支援します

～「障害者雇用管理サポーター」に相談してみませんか～

障害者雇用管理サポーターとは？

障害者雇用の課題に対応した経験をもつ、「労務管理」「医療」「建築」などさまざまな分野の専門家です。

例えば…

- はじめての障害者雇用にあたって、どのような配慮が必要かわからない
- 通院を含めた健康管理など採用後の職場定着に向けて配慮すべきことを知りたい
- 特例子会社を設立したいが、準備の進め方を知りたい
- 事業所内の設備改修について相談したい
- ほかの企業がどのような取り組みをしているか見学してみたい

このような疑問や課題にサポーターが対応いたします！

サポーターに相談する方法は？

障害者雇用管理サポーター検索サイト「障害者雇用支援人材ネットワークシステム」をご活用ください。

STEP
1

検索サイトにアクセスします。

支援人材 JEED

検索

<https://shienjinzai.jeed.go.jp/>



QRコードはこちら▶

STEP
2

サポーターを検索します。

※活用事例や活用のヒントもご覧いただけます。

サポーター検索

サポーター活用事例



サポーターとは

当組織では、障害者雇用に関し、労務管理、医療、設備など様々な分野の専門家を「障害者雇用管理サポーター」として登録しています。特例子会社の設立ノウハウが知りたい、通院等への配慮も含めた健康管理について確認したい、事業所内の設備改修について確認したいなど、障害者雇用に関する疑問についてサポーターに相談してみませんか。



資格・免許、専門分野
などの条件を指定して
検索することができます



※裏面をご覧ください

STEP 3

支援を依頼したいサポーターが見つかったら、サポーターのページに記載された連絡先へ直接連絡し相談します。

※ご相談の内容によっては、支援が行えない場合もあります。

本サイトをご覧になり直接連絡することは無料です。

支援を実施するには、事業主のみならず活動旅費や相談・支援料をご負担いただく場合がありますので、予めサポーターと十分に相談ください。

適したサポーターが見つからないなど、相談したいときは？

下記の相談窓口で、サポーターの活用に関するご相談に応じています。

障害者雇用に関するそのほかの支援方策についてご提案できる場合もありますので、お気軽にお問い合わせください。(お問い合わせは無料です。)

中央障害者雇用情報センター(東京都墨田区)

障害者雇用に関する豊富な経験や知識を有する障害者雇用支援ネットワークコーディネーターが、雇用管理や合理的配慮の提供等に関するご相談に対応しています。相談内容に応じて、サポーターによる支援を提案します。

また、障害者の雇用促進に役立つ就労支援機器の常設展示やデモンストレーション、無料貸出(原則6ヶ月以内)を行っています。

就労支援機器アドバイザーが就労支援機器の導入についてのご相談に対応いたしますので、まずはお問い合わせください。

住所	〒130-0022 東京都墨田区江東橋2丁目19番12号 ハローワーク墨田 5階
電話番号	03-5638-2792
FAX番号	03-5638-2282
メールアドレス	syougai-soudan@jeed.go.jp

情報センター JEED

検索

<https://www.jeed.go.jp/disability/employer/employer05.html>

QRコードはこちら▶



地域障害者職業センター(47都道府県)

障害者職業カウンセラーが、事業主が抱える雇用管理上の課題や要望に応じて、採用から職場定着、職場復帰を含む雇用継続に至るまで、さまざまな「障害者雇用」に関するご相談に対応しています。

また、相談内容に応じて、サポーターと協力して支援を行います。

地域センター JEED

検索

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki>

QRコードはこちら▶



お問い合わせ

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番3号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター内
雇用開発推進部 雇用開発課 (TEL:043-297-9513 FAX:043-297-9547)

ご利用時間 月曜～金曜9時15分から17時30分まで (祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

障害者雇用に関係する
各種情報・資料は
こちらから▶

